（様式第１号）（第５条関係）

飯山市結婚新生活支援事業補助金交付申請書

年　　月　　日

飯山市長　あて

申請者　住　所
氏　名　　印
電　話

年度飯山市結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、飯山市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第５条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

<table>
<tr><td>１　婚姻日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>２　住民票の住所</td><td colspan="2">（夫）

（妻）</td></tr>
<tr><td>３　生年月日
※　年齢は、婚姻日における年齢を記入すること。</td><td colspan="2">（夫）　　年　　月　　日（※　　歳）

（妻）　　年　　月　　日（※　　歳）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">４　所得
※　貸与型奨学金を返済している場合は、当該年度に係る年間返済額を控除額として計上することができます。</td><td colspan="2">（夫）　　円　（妻）　　円

（貸与型奨学金返済額）年間　　円</td></tr>
<tr><td colspan="2">合計　　円</td></tr>
<tr><td rowspan="5">５　受講・相談した内容</td><td></td><td>ａ．ライフデザイン支援講座（乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。）</td></tr>
<tr><td></td><td>b. プレコンセプションケアに関する講座</td></tr>
<tr><td></td><td>c. 医療機関への妊娠・出産に関する相談</td></tr>
<tr><td></td><td>d. 共家事・共育て講座（男性の家事・育児参画のための講座を含む。）</td></tr>
<tr><td>受講または相談日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>受講または相談場所
（e-ラーニングの場合はサイト名等）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>（講座受講の場合）講座名等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">所感</td></tr>
</table>

※　裏面へ

<table>
<tr><td rowspan="7">6　事業内訳
※　支払済の経費に限る。</td><td>住宅取得費用又は住宅リフォーム費用</td><td>契約金額(A)</td><td>円</td></tr>
<tr><td rowspan="5">住宅賃借費用</td><td>家賃(B)</td><td>円</td></tr>
<tr><td>住宅手当(C)</td><td>円</td></tr>
<tr><td>実質家賃負担額(D)
[(B)-(C)]</td><td>円</td></tr>
<tr><td>敷金、礼金、共益費、仲介手数料等(E)</td><td>円</td></tr>
<tr><td>小計(F)
[(D)＋(E)]</td><td>円</td></tr>
<tr><td>引越費用</td><td>引越に係る実費(G)</td><td>円</td></tr>
<tr><td>合計(H)</td><td>(A)＋(F)＋(G)</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="3">7　交付申請額
※　(H)と30万円（夫婦の双方が婚姻した日における年齢が29歳以下であるときは60万円）を比較し、低い方を記入すること。
※　既に本事業による補助金の交付を受けている場合は、(H)と第４条第５項の規定により求められた限度額(前年度の限度額から既交付額を差し引いた額)を比較し、低い方を記入すること。
※　1,000円未満の端数は切り捨てる。</td><td>円</td></tr>
<tr><td>8　添付資料
（※ 該当する添付資料の □ に ✓ する。）</td><td colspan="3">□　婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
□　夫婦の所得証明書
□　夫婦の完納（納税）証明書
□　誓約兼同意書（様式第２号）
□　貸与型奨学金返済証明書又は貸与型奨学金の返済額が確認できるもの（貸与型奨学金を返済している場合）
□　物件の売買契約書、工事請負契約書等及び領収書の写し（住宅取得費用又は住宅リフォーム費用の場合）
□　物件の賃貸借契約書及び領収書の写し（住宅賃借費用の場合）
□　住宅手当支給証明書（様式第３号）（住宅賃借費用の場合）
□　引越に係る領収書の写し（引越費用の場合）
□　飯山市結婚新生活支援事業補助金資格認定通知書の写し（前年度に資格認定されている場合）
□　その他、市長が特に必要と認める書類</td></tr>
</table>

（様式第２号）（第５条及び第８条関係）

誓 約 兼 同 意 書

飯山市結婚新生活支援事業補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約及び同意します。

誓約事項

１　婚姻日より５年間、飯山市外に転居しません。

２　過去に新規に婚姻した世帯を対象にした住居費及び引越費用に係る補助金の交付（他の市町村を含む。）を受けていません。

３　生活保護による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていません。

４　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と関係を有する者ではありません。

５　その他、事業対象要件による申請内容に間違いありません。

同意事項

上記の誓約事項等が遵守されているか確認するために、飯山市が課税及び納税状況、住民基本台帳等、飯山市が保有する公簿に記載されている事項を閲覧、徴取することに同意します。

年　　月　　日

飯山市長　あて

申請者　住所

氏名　　印

配偶者　住所

氏名　　印

（様式第３号）（第５条関係）

住宅手当支給証明書

年　　月　　日

飯山市長　あて

事業主　所在地
名　称
氏　名　　印
電　話

対象者の住宅手当支給状況を下記のとおり証明します。

記

１　対象者

住　所	
氏　名	

２　住宅手当支給状況

住宅手当	支給対象期間	年　　月　～　　年　　月
	支給額	円

注意事項

１　住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等です。
２　支給対象期間は、対象者が当該申請時に対象とする期間を記入してください。
３　支給額は、支給対象期間内に対象者に支給した住宅手当の総額を記入してください。
４　法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

（様式第５号）（第７条関係）

飯山市結婚新生活支援事業補助金交付請求書

年　　月　　日

飯山市長　あて

申請者　住　所
氏　名　　印
電　話

年　　月　　日付け飯山市指令　第　　号で補助金の額の決定兼確定のあった飯山市結婚新生活支援事業補助金を下記のとおり請求します。

記

１　補助金請求額　　円

２　振込先

金融機関名	銀行・金庫　　支店 組合・農協　　支所・出張所
預 金 種 別	当座　・　普通
口 座 番 号	
（ﾌﾘｶﾞﾅ）	
口座名義人	

※　口座名義人は申請者と同一人になるようにしてください。

（様式第６号）（第８条関係）

飯山市結婚新生活支援事業補助金資格認定申請書

年　　月　　日

飯山市長　あて

申請者　住　所
氏　名　　印
電　話

　　年度飯山市結婚新生活支援事業補助金の資格認定を受けたいので、飯山市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第８条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１　婚姻日	年　　月　　日
２　住民票の住所	（夫） （妻）
３　生年月日 ※　年齢は、婚姻日における年齢を記入すること。	（夫）　　年　　月　　日（※　　歳） （妻）　　年　　月　　日（※　　歳）
４　所得 ※　貸与型奨学金を返済している場合は、当該年度に係る年間返済額を控除額として計上することができます。	（夫）　　円　（妻）　　円 （貸与型奨学金返済額）年間　　円 合計　　円
５　事業内容 （※ 該当する内容の □ に ✓ する。）	□　住宅取得費用又は住宅リフォーム費用 □　住宅賃貸費用 □　引越費用
６　添付資料 （※ 該当する添付資料の □ に ✓ する。）	□　婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本 □　夫婦の所得証明書 □　夫婦の完納（納税）証明書 □　誓約兼同意書（様式第２号） □　貸与型奨学金返済証明書又は貸与型奨学金の返済額が確認できるもの（貸与型奨学金を返済している場合） □　その他、市長が特に必要と認める書類